

# 平成 29 年度 事業計画書

(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

特定非営利活動法人ま・わ・た

## 1 事業の運営方針

### ・地域から信頼され、市民社会づくりの中心となる存在を目指して

今年度も継続して真岡市市民活動推進センターの管理運営に当たると同時に、芳賀地域の市民活動団体をはじめとする多様な主体と連携・協働して事業を進める。

ボランティアや寄付を通じて、市民が社会課題の解決に参加できるより多くの機会を作り出すことで、よき市民社会の創造を目指す。また、会員をはじめ多くの方々とのかかわることを通して、たくさんの方々に当団体について理解をしていただき、共感の輪がより一層広がるよう努める。

## 2 事業の実施に関する事項

### A. 各種イベントにおける広報事業

各種イベントにて、多くの一般の方に当団体を知ってもらえるようブースを出店し、広報活動を行う。

- (1)第 6 回真岡コラボまつり
- (2)第 33 回ふれあいフェスティバル

など

### B. 講師派遣事業

地域からの要請により、当団体役職員を講師として講座を開催し、市民活動を理解・促進するための一助とすることを目的に実施する。

- (1)栃木県コミュニティボランティア体験事業

など

## C. 市民活動団体との連携・共催事業

市民に必要とされる団体を目指して、真岡市をはじめとする芳賀地域で活動する市民活動団体が実施する多様な事業に関わることで、多くの市民に市民活動の魅力に気づき、参加を促す契機とする。

- (1)はが路 100km 徒歩の旅実行委員会「第 14 回はが路 100km 徒歩の旅」(事業協力)  
など

## D. 真岡市市民活動推進センターの管理運営

市民が行う自発的で営利を目的としない社会貢献のための活動を支援し、もって市民との協働のまちづくりを推進するセンター設置目的の下、前年度の成果と課題を踏まえたうえで、「地元の NPO らしさ」を前面に押し出した効率的、効果的なセンター運営を目指す。

市民が行う自発的で営利を目的としない社会貢献のための活動を支援し、もって市民との協働のまちづくりを推進するため、真岡市市民活動推進センターを設置する。

(真岡市市民活動推進センターの設置及び管理条例第 1 条)

### 1. センターの利用等に関すること

- (1) 団体・個人登録(変更・廃止)申請受付
- (2) データベース作成(内部用・HP 公開用)
- (3) 施設・機材・物品の貸出
- (4) こらぼひろばの管理
- (5) ロッカー・メールボックスの貸出
- (6) 利用者アンケートの実施

### 2. 情報収集・提供

- (1) 広報誌の発行
- (2) ホームページの更新(データベースを除く)
- (3) ブログ「センター日記」の更新
- (4) 団体・個人への取材
- (5) 各種情報収集(助成金等)

### 3. 相談等への対応

- (1) 各種相談対応、ボランティアコーディネート
- (2) NPO 法人の設立・運営支援
- (3) 相談事項経過書の取りまとめ

#### 4. 講座・交流イベントの実施

- (1) 真岡コラボまつり
- (2) こらぼ茶話
- (3) 登録団体との共催講座
- (4) 市民活動スキルアップ講座
- (5) ボランティア活動実践プログラム
- (6) こらぼ～年会
- (7) ふれあいフェスティバル（協力事業）

#### 5. 利用者協議会に関すること

- (1) 定期総会
- (2) 役員会

#### 6. 関係機関との協力・連携に関すること

- (1) 各種会議・研修に関すること（内部研修を含む）
- (2) 中間支援センターネットワーク推進会議

#### 7. センター内庶務

- (1) 図書・DVD ソフトの整理
- (2) 各種文書・ちらし受付
- (3) 日報集計
- (4) 各種会計支払事務
- (5) 物品購入・管理
- (6) 施設内の環境美化に関すること
- (7) 施設内の防犯対策に関すること
- (8) 給与・労務管理
- (9) 勤務シフト管理

### E. フードバンクに関する調査・研究

真岡市内にてフードバンクの知識を深め、また広めるための講習を実施する。その後、地域におけるフードバンクのニーズを調べ、その必要性について検討していく。

- (1)現場調査及びネットワーク作りのための調査・研究

など